

比治山大学と国立大学法人鳴門教育大学の連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、比治山大学と、国立大学法人鳴門教育大学（以下「鳴門教育大学」という。）が包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、教育研究の向上に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 比治山大学と鳴門教育大学は、次の事項について協力する。

- (1) 教育・研究、文化、スポーツの向上のための連携
- (2) その他両大学が協議して必要と認める連携

(期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、比治山大学と鳴門教育大学のいずれからでも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、比治山大学と鳴門教育大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名のうえ、それぞれ保有する。

平成20年10月28日

比 治 山 大 学 長

高 橋 超

国立大学法人鳴門教育大学長

高 橋 啓
